総 行 公 第 3 3 号 令和元年 6 月 24 日

各都道府県総務部長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各都道府県人事委員会事務局長 各政令指定都市総務局長 (人事担当課扱い) 各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長 (公 印 省 略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正について(通知)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。)が、令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正されました。

この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものです。

貴職におかれては、一括整備法の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行 に遺漏のないよう格別の御配慮をお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、 各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)、地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

第1 地方公務員法の一部改正(一括整備法第44条関係)

- (1) 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受ける ことができないとする規定を削除すること(一括整備法による改正後の 地方公務員法(以下「改正地公法」という。)第16条関係)。
- (2) 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除すること(改正地公法第28条第4項関係)。
- (3) その他所要の規定を整備すること。

第2 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日(令和元年12月14日)(一括整備法附則第1条第2号関係)。

第3 その他

成年被後見人等に係る競争試験及び選考の取扱いについて、競争試験又は 選考の実施時点が、一括整備法の施行期日以降である場合は、競争試験等に係 る成年被後見人等からの申込の受付を行わないことがないよう留意すること。